

輸入差止件数は全国税関別第1位 件数・点数ともにコロナ禍前より高い水準

～ 令和3年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況 ～

令和3年上半期（令和3年1月～6月）の横浜税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

**全体：輸入差止件数・点数ともに、コロナ禍前より高い水準
輸入差止件数は、全国税関別第1位**

- ・ 輸入差止件数・点数はそれぞれ、6,000件超、5万点超。ともに、コロナ禍前に比べ、コロナ禍発生後は高い水準であり、総じて増加傾向にある。
- ・ 輸入差止件数は、全国分の4割超(42.5%)を占め、全国税関別1位を堅持。

仕出国（地域）別：中国が引き続き最多

- ・ 輸入差止件数・点数ともに、中国仕出しは9割以上と高水準が続いている。

**知的財産別：ブランド名などを付した商標権の侵害物品の輸入差止めが大半
デザインを模した意匠権の侵害物品の輸入差止点数が大幅に増加**

- ・ 輸入差止件数・点数ともに、ブランド名やロゴマークなどを付した商標権の侵害物品が引き続き全体の大半を占めている。
- ・ 空気冷却器やイヤホンなどのデザインを模した意匠権の侵害物品に係る輸入差止点数が大幅に増加した。

**品目別：人気アニメ関連の知的財産侵害物品、オリンピック・パラリンピック関連
の同侵害物品のほか、健康や安全を脅かす危険性のある同侵害物品の輸入
差止めが継続**

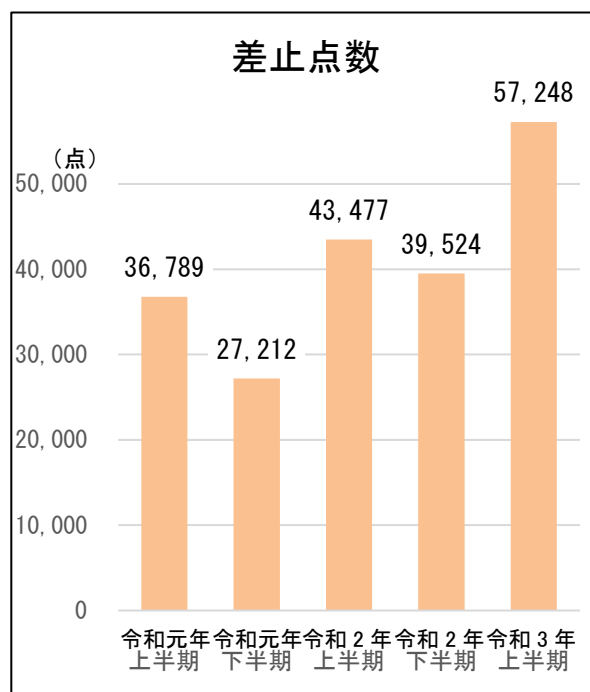
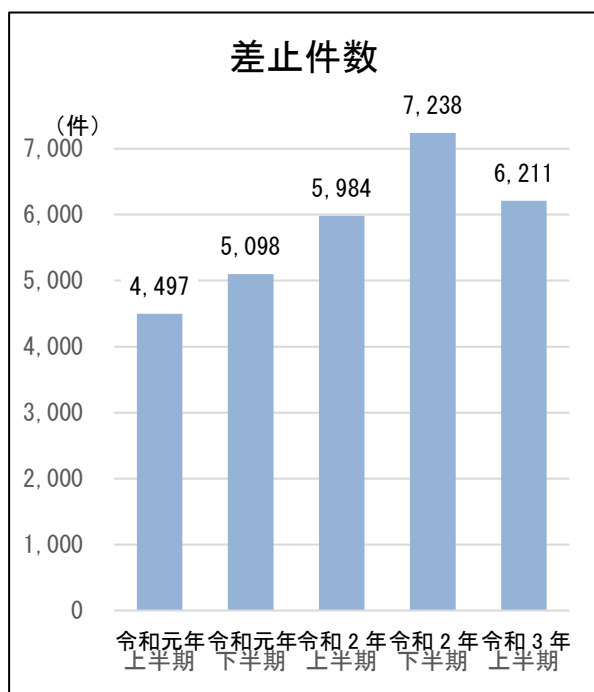
- ・ マスクや文房具など、アニメ「鬼滅の刃」関連の知的財産侵害物品
- ・ メダルやピンバッジなど、オリンピック・パラリンピック関連の同侵害物品
- ・ サングラス、ゴルフ用品、自動車付属品など、使用することにより、健康や安全を脅かす危険性のある同侵害物品の輸入差止めが続いている。

令和3年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）

- ◆ 輸入差止件数は、郵便物の形態が大半を占める。今期は、前期（令和2年下半期）より若干減少したが、コロナ禍前（令和元年上半期・下半期）に比べ、コロナ禍発生後（令和2年上半期以降）は高い水準であり、総じて増加傾向にある。なお、今期は1日平均で34件の差止め。
- ◆ 輸入差止点数も、コロナ禍前より、コロナ禍発生後は高い水準であり、総じて増加傾向にある。今期は、平成26年上半期以来、7年ぶりに5万点を超えた。

（注）「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。
例えば、1件の輸入申告又は郵便物に20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合、「1件、20点」として計上しています。

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



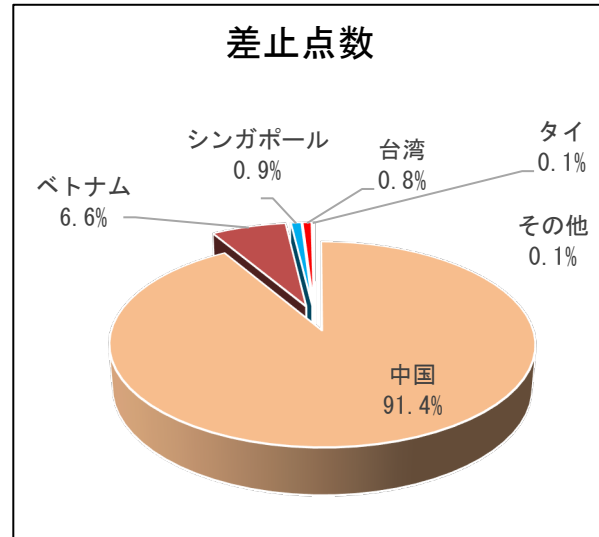
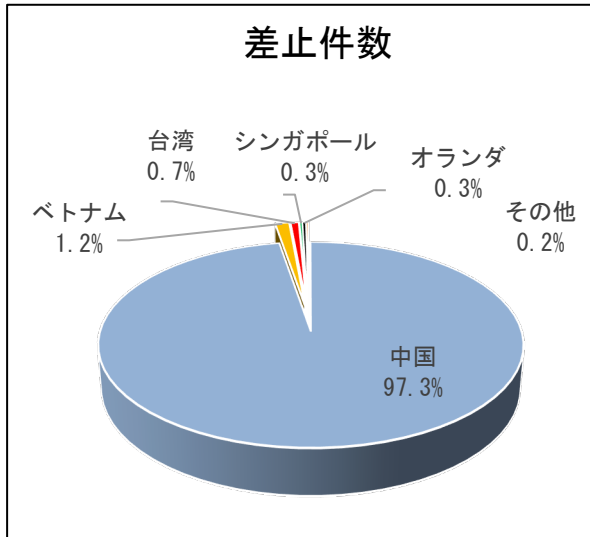
<参考：輸入差止件数における全国実績との比較>

		令和元年 上半期	令和元年 下半期	令和2年 上半期	令和2年 下半期	令和3年 上半期
横浜実績	輸入差止件数 (全国比)	4,497 (35.0%)	5,098 (46.0%)	5,984 (39.0%)	7,238 (48.4%)	6,211 (42.5%)
	うち郵便物 (全国比)	4,483 (39.4%)	5,082 (52.4%)	5,961 (41.8%)	7,223 (52.3%)	6,205 (46.8%)
全国実績	輸入差止件数	12,844	11,090	15,344	14,961	14,600
	うち郵便物	11,384	9,707	14,273	13,817	13,262

1. 仕出国（地域）別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数・点数ともに、中国仕出しが引き続き 9 割以上の高水準にあるほか、コロナ禍前に比し、ベトナム仕出しが総じて増加している。

仕出国（地域）別輸入差止実績の構成比

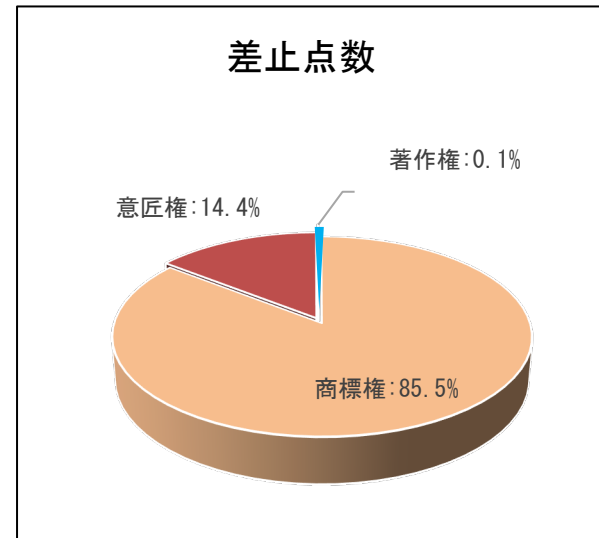
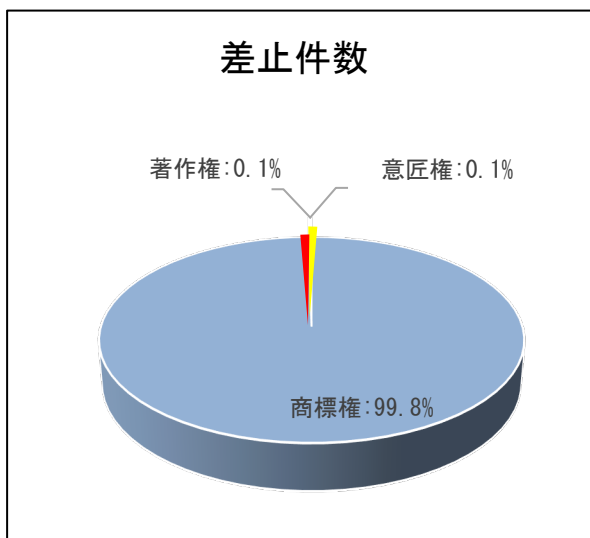


（注）四捨五入しているため、構成比の合計が 100%にならない場合があります。

2. 知的財産別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数・点数ともに、ブランド名などを付した商標権侵害物品が引き続き全体の大半を占めるほか、空気冷却器やイヤホンなどのデザインを模した意匠権侵害物品 7 件・8,265 点、アニメのキャラクターを模したフィギュアやスマートフォンケースなどの著作権侵害物品 5 件・30 点の輸入を差し止めた。

知的財産別輸入差止実績の構成比

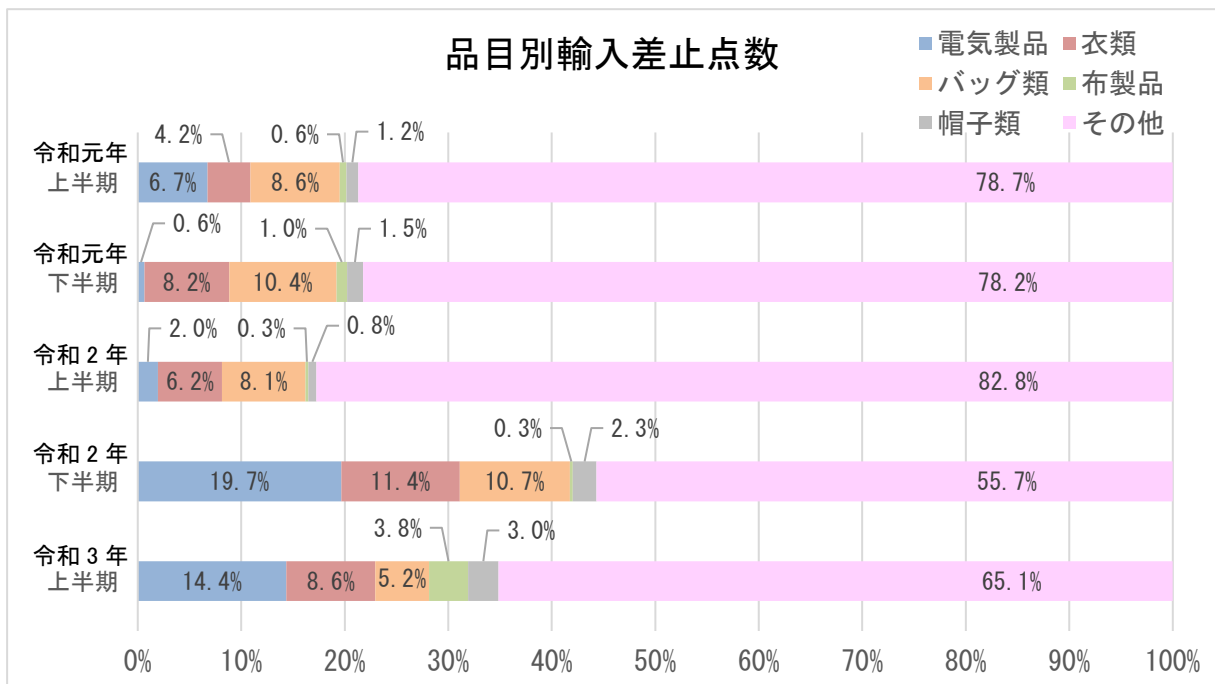
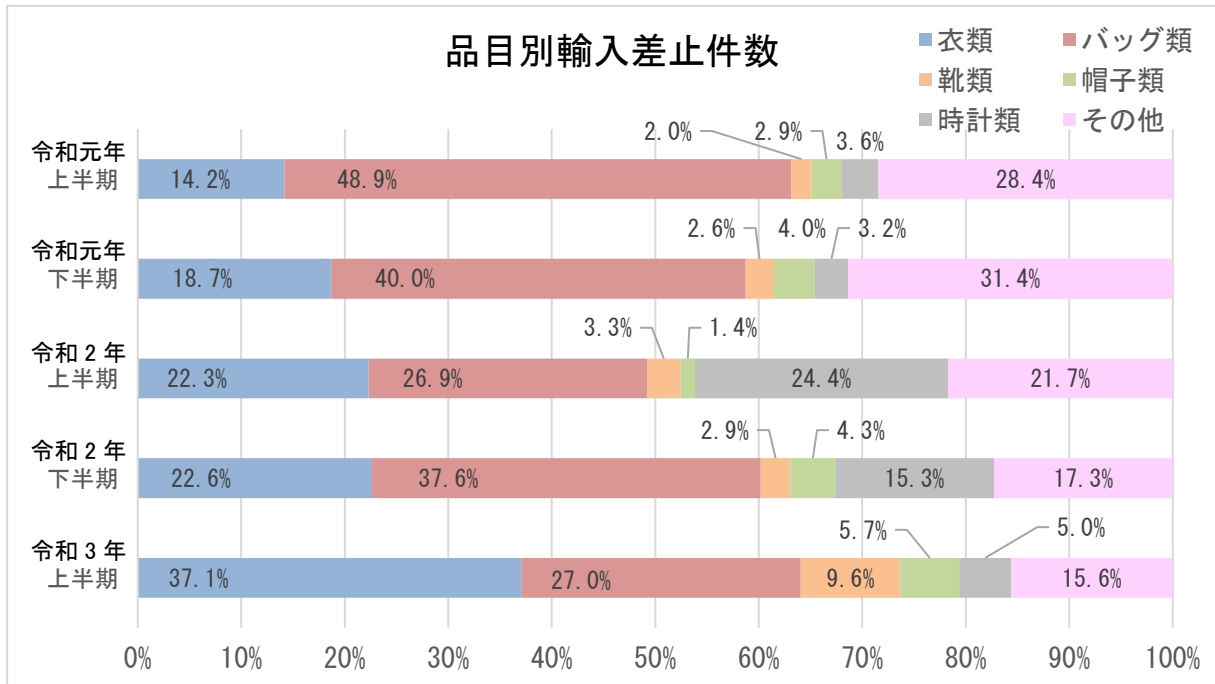


（注）四捨五入しているため、構成比の合計が 100%にならない場合があります。

3. 品目別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数の上位5品目は全て身につけるもの（携帯品）であり、衣類・靴類・帽子類が総じて増加傾向。今期は、衣類が3割超を占め、バッグ類を抜いて1位。
- ◆ 輸入差止点数の上位5品目では、今期は、空気冷却器やイヤホンの大口差止めにより、電気製品が1位。衣類、バッグ類が続く。6位以下では、アニメ「鬼滅の刃」関連品として、文具類の差止め、マスク・枕の大口差止めがあった。

品目別輸入差止実績の推移と構成比



(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

横浜税関で輸入を差止めた侵害品の例

輸入差止めが多い物品

<p>衣類 (商標権)</p>  <p>(ポロシャツ)</p>	<p>バッグ類 (商標権)</p>  <p>(ハンドバッグ)</p>	<p>靴類 (商標権)</p>  <p>(スニーカー)</p>
--	---	--

<p>帽子類 (商標権)</p>  <p>(帽子)</p>	<p>時計類 (商標権)</p>  <p>(腕時計)</p>	<p>携帯電話及び付属品 (商標権)</p>  <p>(スマートフォンケース)</p>
---	--	---

健康や安全を脅かす危険性のある物品

<p>眼鏡類 (商標権)</p>  <p>(サングラス)</p>	<p>運動用具 (商標権)</p>  <p>(ゴルフグリップ)</p>	<p>自動車付属品 (商標権)</p>  <p>(自動車用点火プラグ)</p>
---	--	--

その他

<p>電気製品 (意匠権)</p>  <p>(空気冷却器)</p>	<p>その他 (商標権)</p>  <p>(レプリカメダル)</p>	<p>文具類 その他 (商標権)</p>  <p>(定規セット)</p> <p>(マスク)</p>
--	---	--

令和3年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況(資料)

1. 仕出国(地域)別輸入差止実績

(1)件数

	令和元年 上半期	令和元年 下半期	令和2年 上半期	令和2年 下半期	令和3年 上半期	構成比	令和元年 同期比
	中国	4,056	4,989	5,421	6,863		
ベトナム	29	35	47	33	77	1.2%	265.5%
台湾	15	6	35	43	45	0.7%	300.0%
シンガポール	11	23	387	35	16	0.3%	145.5%
オランダ	13	2	4	216	16	0.3%	123.1%
その他	373	43	90	48	13	0.2%	3.5%
合計	4,497	5,098	5,984	7,238	6,211	100.0%	138.1%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

(2)点数

	令和元年 上半期	令和元年 下半期	令和2年 上半期	令和2年 下半期	令和3年 上半期	構成比	令和元年 同期比
	中国	23,650	25,093	28,067	36,516		
ベトナム	870	743	1,417	1,684	3,797	6.6%	436.4%
シンガポール	166	168	737	410	528	0.9%	318.1%
台湾	31	7	235	161	449	0.8%	1448.4%
タイ	856	13	57	185	59	0.1%	6.9%
その他	11,216	1,188	12,964	568	67	0.1%	0.6%
合計	36,789	27,212	43,477	39,524	57,248	100.0%	155.6%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

2. 知的財産別輸入差止実績

上段: 件数

下段: 点数

	令和元年	令和元年	令和2年	令和2年	令和3年		
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	構成比	令和元年 同期比
特許権	0	0	2	2	0	—	—
	0	0	12,582	215	0	—	—
実用新案権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
意匠権	3	11	7	19	7	0.1%	233.3%
	400	1,820	1,987	4,721	8,265	14.4%	2066.3%
商標権	4,485	5,071	5,967	7,214	6,199	99.8%	138.2%
	36,184	22,744	28,468	34,280	48,953	85.5%	135.3%
著作権	10	16	9	4	5	0.1%	50.0%
	205	2,648	440	308	30	0.1%	14.6%
著作隣接権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
回路配置利用権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
育成者権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
合計	4,497	5,098	5,984	7,238	6,211	100.0%	138.1%
	36,789	27,212	43,477	39,524	57,248	100.0%	155.6%

(注1) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。
なお、構成比は権利ごとの数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

(注3) 各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

特許権: 特許法に基づき特許登録された「発明」

実用新案権: 実用新案法に基づき実用新案登録された物品の形状、構造等の「形あるアイデア」

意匠権: 意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

商標権: 商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

著作権: 創作されたキャラクターや音楽CD等の「著作物」

著作隣接権: レコード会社により製作された「音楽CD(日本での販売が禁止されている海外版音楽CDを取締り)」

回路配置利用権: 半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づき設定登録された「半導体集積回路の回路配置」

育成者権: 種苗法に基づき品種登録された「植物の新品種」

不正競争防止法で輸入が規制されているものは、例えば以下のものです。

- ・広く認識されている他人の「商品等表示」との混同を生じさせるもの
- ・著名な他人の「商品等表示」を使用するもの
- ・他人の商品の形態を模倣するもの
- ・「営業秘密」として管理されている秘密情報の不正使用により生じたもの
- ・技術的に制限されているプログラムの実行を可能とする装置
(例: ゲーム機器において本来は使用することができない海賊版ソフトを使用できるようにする装置)

税関では、各権利を侵害するもの及び不正競争防止法で規制されているものを輸入してはならない貨物として、取締りを行っています。

3. 品目別輸入差止実績

(1) 件数

	令和元年	令和元年	令和2年	令和2年	令和3年	構成比	令和元年 同期比
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期		
衣類	661	977	1,376	1,718	2,399	37.1%	362.9%
バッグ類	2,282	2,087	1,662	2,866	1,749	27.0%	76.6%
靴類	92	138	201	221	622	9.6%	676.1%
帽子類	134	210	86	328	369	5.7%	275.4%
時計類	168	168	1,509	1,169	324	5.0%	192.9%
携帯電話及び付属品	537	452	265	220	168	2.6%	31.3%
ベルト類	192	372	445	250	163	2.5%	84.9%
身辺細貨類	37	102	51	145	144	2.2%	389.2%
眼鏡類及び付属品	36	159	23	44	120	1.9%	333.3%
キーホルダー類	60	34	73	208	65	1.0%	108.3%
その他	463	517	484	449	352	5.4%	76.0%
合計	4,497	5,098	5,984	7,238	6,211	100.0%	138.1%

(注1) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計(のべ件数)をもとに算出しています。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

(2) 点数

	令和元年	令和元年	令和2年	令和2年	令和3年	構成比	令和元年 同期比
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期		
電気製品	2,480	173	852	7,779	8,220	14.4%	331.5%
衣類	1,530	2,232	2,689	4,513	4,914	8.6%	321.2%
バッグ類	3,167	2,823	3,501	4,215	2,977	5.2%	94.0%
布製品	236	272	129	101	2,155	3.8%	913.1%
帽子類	429	421	328	910	1,696	3.0%	395.3%
家庭用雑貨	103	1,151	60	3,071	1,495	2.6%	1451.5%
自動車付属品	1,333	5,065	7,625	4,717	1,434	2.5%	107.6%
文具類	4	225	1	62	1,353	2.4%	33825.0%
携帯電話及び付属品	2,349	1,514	1,310	1,002	1,156	2.0%	49.2%
靴類	146	222	576	365	934	1.6%	639.7%
その他	25,012	13,114	26,406	12,789	30,914	54.0%	123.6%
合計	36,789	27,212	43,477	39,524	57,248	100.0%	155.6%

(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

4. 輸送形態別輸入差止実績

上段: 件数

下段: 点数

	令和元年 上半期	令和元年 下半期	令和2年 上半期	令和2年 下半期	令和3年 上半期	構成比	令和元年 同期比
	一般貨物	14	16	23	15	6	0.1%
	17,920	3,670	18,166	12,105	34,034	59.5%	189.9%
郵便物	4,483	5,082	5,961	7,223	6,205	99.9%	138.4%
	18,869	23,542	25,311	27,419	23,214	40.5%	123.0%
合計	4,497	5,098	5,984	7,238	6,211	100.0%	138.1%
	36,789	27,212	43,477	39,524	57,248	100.0%	155.6%

5. 知的財産別輸出差止実績

上段: 件数

下段: 点数

	令和元年 上半期	令和元年 下半期	令和2年 上半期	令和2年 下半期	令和3年 上半期	構成比	令和元年 同期比
	特許権	0	0	0	0	1	100.0%
	0	0	0	0	1,252	100.0%	—
商標権	0	0	0	1	0	—	—
	0	0	0	1,200	0	—	—
合計	0	0	0	1	1	100.0%	—
	0	0	0	1,200	1,252	100.0%	—

(注) 各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

特許権: 特許法に基づき特許登録された「発明」

商標権: 商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

《 資料に関する問い合わせ先 》

横浜税関 業務部 知的財産調査官

〒 231-0023 横浜市中区山下町279-1

TEL 045-212-6116 (直通)

横浜税関ホームページ <https://www.customs.go.jp/yokohama/>

税関ホームページ <https://www.customs.go.jp>

※本資料を他に転載する場合には、横浜税関の資料による旨を必ず注記してください。